

# Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人 2022 年 10 月 1 日

# 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについて

~令和5年度税制改正要望事項~

# **Executive Summary**

- 令和 5 年度税制改正に係る各省庁の要望事項が公表された(令和 4 年 8 月 31 日)
- これによると、期末時価評価の対象となる暗号資産の範囲から、自己発行・自己保有の暗号資産を除外する改正が経済産業省(及び金融庁)から要望されている
- 期末時価評価の対象から除外する暗号資産の範囲について、今後の議論の動向が注目される

## はじめに

令和 4 年 8 月 31 日、令和 5 年度税制改正に係る各省庁からの要望事項が公表された。このうち、経済産業省からの要望においては、「スタートアップ・エコシステムの抜本強化 $^1$ 」のための施策として、以下が掲げられている。

- (1) エンジェル税制の拡充
- (2) ストックオプション税制の拡充
- (3) 国外転出時課税制度に関する所要の措置(非上場株式に係る担保の取扱い)
- (4) 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し

本ニュースレターでは、上述(4)「暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し」について、その背景及び改正要望の内容につき解説を行う。

なお、文中意見にわたる部分は執筆者の私見であることを申し添えておく。

1 令和 5 年度税制改正に関する経済産業省要望 P2~9:スタートアップ・エコシステムの抜本強化(経済産業省ウェブサイト、PDF)

#### 2. 現行法における取扱い

#### (1) 暗号資産2の期末評価額

内国法人が保有する暗号資産の期末における評価額は、以下の区分に応じてそれぞれの方法により評価した金額とされている(法法 61②③)³。

暗号資産の期末評価方法(法人税法)

区分	評価方法
活発な市場が存在する暗号資産4,5	時価法
活発な市場が存在しない暗号資産	原価法

#### (2) 保有目的にかかわらずに時価評価が行われる

ここで特筆すべきなのが、活発な市場が存在する場合には、その保有目的にかかわらず期末時価評価が行われる、という点である。

法人税法上、期末時価評価が行われる資産等としては、i)売買目的有価証券、ii)短期売買商品、iii)デリバティブ取引等がある<sup>6</sup>が、i)及び ii)の資産は売買目的 $^7$ 、短期的な保有が前提となっている(法法 61②、61 の 3①)。また、iii)の取引については、ヘッジ取引として行われた一定のデリバティブ取引については、利益額及び損失額の繰延べが認められている(法法 61 の 5、61 の 6)。

一方で、暗号資産の期末時価評価の要否は「活発な市場が存在するか否か」により判定され、時価評価の対象は上記① や②のような短期売買目的の資産に限定されていない。

#### (3) 制度創設時の状況と現在の状況

このような取扱いとなっているのは、制度創設当時(令和元年)においては、活発な市場が存在する暗号資産(仮想通 貨)については、その保有目的が、売買や決済などのための一時的な保有であると想定されていたことによると考える<sup>8</sup>。

しかしながら、昨今のWeb ビジネスを取り巻く環境の変化により、活発な市場が存在する暗号資産であっても、売買や決済、一時的な保有以外の目的で保有するケースが増加してきている。具体的には、投票権の獲得目的(ガバナンストークン:分散型プロトコルの意思決定に参加できる権利を表彰したトークン)、ステーキング目的(暗号資産を保有することにより

- 2 資金決済に関する法律第 2 条第 5 項に規定する暗号資産。以下本ニュースレターにおいて同じ
- 3 会計上も「活発な市場が存在する場合」と「活発な市場が存在しない場合」に区分して、前者については時価法が適用されるが、後者については切放し低価法が適用される(企業会計基準委員会実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」5 項、6 項。ただし、自己(自己の関係会社を含む)の発行した資金決済法に規定する暗号資産については、この実務対応報告の適用対象外
- 4 次の要件全てに該当するものを指す (法令 118 の 7)
  - i. 継続的に売買価格等の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は効果の比率の決定に重要な影響を与えているものであること
  - ii. 継続的に上記 i の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること
  - iii. 次の要件のいずれかに該当すること
    - ✓ 上記 i の売買価格等の公表がその内国法人以外の者によりされていること
    - ✓ 上記 ii の取引が主としてその内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと
- 5自己の計算において有する暗号資産に限る(預かり暗号資産を含まない)
- 6 これらの資産等のほかに外貨建資産についても期末時換算が行われるが、期末時換算法が強制適用されるのは、売買目的有価証券と 外国通貨(外貨預金ではない)のみ(法法 61 の 9)
- 7 時価の変動により利益を得ることを目的として保有
- 8 企業会計基準委員会実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」36項:「ここで、活発な市場が存在する暗号資産は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、暗号資産交換業者が業務の一環として暗号資産販売所を営むために暗号資産を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される。このため、活発な市場が存在する暗号資産は、いずれも暗号資産の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。」これは、会計における取扱いの背景を示したものであるが、法人税法はこの実務対応報告における取扱いを敷衍していることから、同様の考え方が背景にあるものと推察する。

報酬を得ること)、売買以外の投資目的(分散投資など)、などがこれに該当する。また、暗号資産を発行する企業等が、暗号資産の需要供給バランスを考慮して発行した暗号資産の市場への放出を凍結するケース(ロックアップ)もある。

#### 3. 現行法における問題点

上述のとおり、活発な市場が存在する暗号資産については、法人税法上、その保有目的にかかわらず期末時価評価がなされる結果、短期的に売却が想定されないようなケース<sup>9</sup>においても評価益が計上され得る。その場合、現金収入を伴う実現利益がないところで多額の課税が生じてしまうこととなり、これが国内におけるブロックチェーン関連事業の遂行や起業に対する大きな障害となっているという指摘がある<sup>10,11</sup>。

#### 4. 令和 5 年度税制改正要望事項

上述の状況を受けて、経済産業省及び金融庁から、以下の令和5年税制改正要望事項が提出されている。

項目名	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し。
要望の内容	法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものを対象として、期末時価評価課税の対象外とする。

#### 5. おわりに

上記要望において、期末時価評価課税の対象から除くことされているのは、<u>自己発行の暗号資産</u>のみであり、他者から購入した暗号資産、マイニングにより取得した暗号資産については、長期保有が目的であっても、時価評価課税の対象から除外されないこととなるように見受けられる。

この点について、時価評価対象外とする暗号資産の範囲を広げるべきであるという声も上がっており、今後の動向が注目される。

(東京事務所 藤井行紀 中島礼子)

<sup>9</sup> 典型的なケースとしては上述のロックアップ期間中の暗号資産が挙げられる

<sup>10</sup> 自民党デジタル社会推進本部 NFT 政策検討 PT「自民党 NFT ホワイトペーパー (案) 」

<sup>11</sup> 一般社団法人日本暗号資産取引業協会、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会「2023 年税制改正に関する要望書」

#### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。 www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

#### 問い合わせ

## デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email <u>tax.cs@tohmatsu.co.jp</u> 会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 4 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

プロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社 ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、プロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、プロイト トーマツ が地です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスタアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマッ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about を で覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、パンコク、北京、ハンイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のブライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。「Making an impact that matters'をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。 責社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。 また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

#### Member of

### **Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

